



情報通

2023. December 12月号

発行：東京税理士会
情報システム部
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

始まる電子取引データ保存の義務化

松崎 啓介（京橋）

はじめに

令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度が開始され、そしていよいよ令和6年1月1日から電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が始まります。

電子帳簿保存法は、次の1から3の各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件の下電子データによる保存を可能とすることと、4の電子的に授受した取引情報の保存義務を定め、大別すると次の4つの制度で構成されています。

- | |
|---|
| 1. 国税関係帳簿の電磁的記録による保存制度
(1)最低限の要件を満たす電子帳簿（電帳法4①）
(2)優良な電子帳簿（電帳法8④） |
| 2. 国税関係書類の電磁的記録による保存制度（電帳法4②） |
| 3. スキャナ保存制度（電帳法4③） |
| 4. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度（電帳法7） |

1から3は任意で選択できる制度なので、全ての事業者に影響する4の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度（以下「電子取引データ保存制度」といいます。）について、既に対応されている事業者の方も多いと思いますが、今一度おさらいしたいと思います。

対応に当たっては、事前準備として、まず、どのような電子取引を行っているのか、書類の種類別、保存形態別に事業所全体で洗い出しを行う必要があります。

よくエクセルで請求書を作成しPDFで保存して紙に出力したものを取引先に送付した場合、請求書を電子で作成しているから電子取引だという方がいらっしゃいます。紙で送付したものが請求書の正本になりますので、その紙の控えを保存するのが法人税法等の原則です。その紙の控えについて、上記の2又は3により電子で保存することも可能となります。電子取引とは取引先と電子でやりとりしたものが対象となります。

そして、請求書、領収書等の保存義務が課されている電子取引に係る電子データについて、保存要件に従ってどのように保存するかを決めて、事業所内での統一的なマニュアルを作成して保存し、税務調査で提示・提出を求められた場合には、遅滞なく求めに応じるようにしておく必要があります。それでは、その保存要件を見ていきたいと思います。

1 電子取引データ保存制度の保存要件

この制度は、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行った場合には、その取引情報に係る電子データを保存しなければならないこととされています。この保存に当たっては、次の(1)から(3)までの要件を備えた上で、(イ)から(ニ)までのいずれかの措置を行う必要があります。

●可視性の原則

- システムの開発関係書類等の備付け（他者が開発したプログラムを使用する場合は不要）
- 見読可能装置の備付け（モニター・操作説明書等の備付け）
- 検索機能の確保

●真实性の原則

- 発行者のタイムスタンプが付与された電子データの保存
 - データ受領後又は業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うタイムスタンプの付与
 - クラウドシステム等（電子データについての訂正・削除の事実・内容を確認することができる電算機処理システム（訂正・削除ができないものを含みます。）をいいます。）における電子データの授受・保存
- (ニ) 改ざん防止等のための事務処理規程の制定、運用、備付け

可視性の原則のうち、システムを導入して対応しない小規模事業者にとってハードルが高いといわれているのが、検索機能の確保です。この要件のクリアの仕方については、次で述べたいと思います。

真实性の原則のうち(イ)から(ハ)まではシステム導入が前提ですので、システム導入しないで対応する場合の選択肢は(ニ)のみとなります。こちらについては、事前準備をした上で、事務処理規程のひな形が国税庁ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして、各事業者用にカスタマ

イズして対応することになります。

2 システムを導入しなくてもできる検索機能の確保の方法

専用のシステムを導入しなくても次のいずれかの方法で対応ができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

【①のイメージ】

通番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
...				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

【②のイメージ】

- 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
- 20240210_330000_国税工務店(株).msg
- 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
- 20241217_220000_(株)霞商店.pdf

(出所：国税庁HP掲載のパンフレットに基づき作成)

3 令和6年以後に行う電子取引データ保存から認められる検索要件不要の要件

税務調査の際に、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、次のいずれかに該当すれば検索要件の全てが不要とされます。

- 前々事業年度等の売上高が5,000万円以下（令和5年末までは1,000万円以下）であること。この場合の「売上高」とは、営業外収入や雑収入を含んでいません。
- 電子取引データを出力した書面で、整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを税務調査等の際に求められたら提示又は提出の求めに応じることができるようになっていること。

電子取引データを書面に出力する時期については特段の定めはありませんが、整理するには一定の作業を要しますので、日頃から書面に出力して必要な整理をしておき、税務調査の際に遅滞なく提示又は提出できるようにしておく必要があると思われます。

事前に出力して整理しておくといった準備をしていなかった場合には、検索機能の確保の要件が不要となるための条件を満たしていないと判断される可能性があります。したがって、電子取引データのボリュームが多い方には不向きかもしれません。

4 保存要件が不要となる猶予措置

電子取引データの保存制度は、義務化する以上、全ての事業者がいずれかの方法で対応可能な制度としておこなってはなりません。保存要件に従って保存できなかったことについて「相当の理由」がある場合には、電子取引データを保存しておき、税務調査等の際にそのダウンロードの求めに応じるとともに、データを出力した書面の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、令和6年以後に行う電子取引から、その保存要件にかかわらず保存をすることができます。

「相当の理由」とは、システム対応や資金繰り等の関係から対応できない理由がある場合に限り、そのような事情がない場合には、単に経営者の信条のみに基づく理由により行わない場合はこの猶予措置の適用はありません。

電子取引のデータ保存制度の保存要件等

保存方法	適用要件	保存要件	データ・出力書面による保存	ダウンロード
①原則どおりの保存要件で保存（電帳法4①）	-	真实性・可視性の要件により保存	データによる保存	求めに応じれば範囲指定・項目組合せの検索要件不要
R5.12.31までの宥恕措置（運用上の対応）	やむを得ない事情があり、出力書面の提示等	なし(電子インボイスの保存要件非該当)	出力書面による保存が可能	-
②新たな猶予措置を適用して保存	相当の理由があり、出力書面の提示等	なし(電子インボイスの保存要件非該当)	データによる保存	求めに応じることが前提
③売上高5千万円以下の者の検索要件不要措置を適用して保存	判定期間に係る基準期間の売上高が5千万円以下	検索要件以外の真实性・可視性の要件により保存	データによる保存	求めに応じることが前提
④書面の提示等の求めに応じる者の検索要件不要措置を適用して保存	日付・取引先ごとに整理した出力書面の提示等	検索要件以外の真实性・可視性の要件により保存	データによる保存及び必要に応じて提示等のための出力書面の保存	求めに応じることが前提

おわりに

インボイス制度の導入を機に、多くの事業者では請求書等の電子交付が一気に進み、これからは電子インボイスがメイン証憑になると考えられます。電子インボイスについては、電子取引データ保存制度と同様の要件により保存しなければなりません。そして電子帳簿保存法上の電子取引データ保存の義務化も始まります。

各事業者にとって最適な保存方法を見出し、対応しておくことが必要です。